平成２２年（フ）第１９７８８号
東京都目黒区大岡山１―31―11―501　由町方、住民票上の住所東京都目黒区大岡山１丁目17―２―202
債務者　舟木つき子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７９２号
東京都台東区日本堤２丁目７―７
債務者　梅田　忠祐
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７９４号
千葉県松戸市上本郷3396―101
債務者　足立　和也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７９６号
東京都練馬区関町南１丁目９―３―314
債務者　宮前　裕基
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８２８号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通４丁目８―21―406
債務者　仲西　智香
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５１号
東京都墨田区八広６丁目３―３―707、住民票上の住所東京都葛飾区立石１丁目１―２
債務者　石塚　理奈（旧氏名石井澄江）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５２号
東京都練馬区中村南１丁目９―８―406
債務者　西岡　明子（旧姓小俣）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５３号
東京都世田谷区下馬２丁目39―21―409
債務者　松本　　聖
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５４号
東京都東村山市野口町２丁目13―２　斎藤ハイツ１―205
債務者　山本　信利
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５５号
東京都八王子市横川町559―３
債務者　石崎　将仁
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８５７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1408―３―103
債務者　濱道　武志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８６０号
東京都練馬区大泉町１丁目46―９　エクセル大泉第二303
債務者　室越　友光
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８６３号
東京都世田谷区北烏山５丁目３―３―203
債務者　坂本　浩子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９０１号
東京都八王子市みつい台１丁目12―１
債務者　河合　幾夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９０７号
神奈川県相模原市南区上鶴間６丁目21―25　ブライト第１―102
債務者　山下　竜也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部